証券コード　8697
平成24年５月31日

株 主 各 位

大阪市中央区北浜一丁目８番16号
株式会社大阪証券取引所
代表取締役社長　米　田　道　生

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお，当日ご出席願えない場合には，お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ，同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか，議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし，電磁的方法により行使することができますので，いずれかの方法により，平成24年６月20日（水曜日）午後４時50分までに到着するよう，議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１　日　　時　平成24年６月21日（木曜日）午前10時

２　場　　所　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム

３　目 的 事 項

報 告 事 項　第11期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役11名選任の件

４　議決権行使についてのお願い

郵送による場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ，平成24年６月20日（水曜日）午後４時50分までに到着するよう，ご返送ください。

インターネットによる場合

２頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご高覧のうえ，平成24年６月20日（水曜日）午後４時50分までに，ご行使ください。

以　上

当日ご出席の際は，お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお，株主総会参考書類，事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ose.or.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は，下記事項をご確認のうえ，行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は，書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1　議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は，パソコン，スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイ）※から，当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ，「EZweb」はKDDI㈱，「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は，インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合，アンチウイルスソフトを設定されている場合，proxyサーバーをご利用の場合等，株主様のインターネット利用環境によっては，ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は，ｉモード，EZweb，Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また，セキュリティ確保のため，暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は，平成24年６月20日（水曜日）の午後４時50分まで受け付けいたしますが，お早めに行使していただき，ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2　インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において，議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき，画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため，ご利用の株主様には，議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度，新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3　複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は，インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン，スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も，最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は，株主様のご負担となります。また，携帯電話をご利用の場合は，パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが，これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00，通話料無料）

【添付書類】

事　業　報　告

〔平成23年４月１日から
平成24年３月31日まで〕

１　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は，昨年11月に株式会社東京証券取引所グループ（以下，「東証グループ」といいます。）と統合契約を締結しました。両社の経営統合は，デリバティブ市場と現物市場という異なる得意分野を持つことから，補完的関係が成立するだけでなく，システム統合等による大きなシナジー効果を得られます。また，本統合により国際的な金融センターとしてのプレゼンスの向上が図られることで，市場利用者の利便性向上等の多大なメリットを創出し，さらには，日本経済の再生に向けた金融資本市場全体の競争力強化に資するものと考えております。現在，経営統合を円滑かつ速やかに実現するため，両社の社長を共同委員長とする統合準備委員会を設置し，準備作業に鋭意取り組んでおります。

当事業年度における我が国経済は，東日本大震災の影響や一段の円高の影響を受け，厳しい状況が続きましたが，サプライチェーンの復旧や円高の進行に歯止めがかかったことで，緩やかな持ち直しの動きが見られました。このような実体経済を背景に，当事業年度における我が国株式市場は，世界経済への先行き懸念による世界同時株安等の影響を受けて，日経平均株価が期首の9,700円台から一時8,100円台まで下落したものの，期末には10,000円台まで上昇しました。

このような状況の中，当社の当事業年度の区分別の営業収益の概況は次のとおりとなりました。

① 参加者料金

当事業年度における当社が開設する取引所金融商品市場（以下，「当社市場」といいます。）のうち，デリバティブ市場では，昨年７月より夜間立会の取引時間の延長を実施したことや日経平均株価の変動等により，日経225mini及び日経平均株価オプション取引で，過去最高を記録した前事業年度に次ぐ取引高となりました。また，為替変動を背景に，取引所外国為替証拠金取引（以下，「大証ＦＸ」といいます。）の取引高は前事業年度を上回って過去最高を更新しました。この結果，デリバティブ商品の総取引高は１億8,490万単位となり，前事業年度を13.8％下回ったものの，過去２番目の取引高を記録しました。取引金額については，日経平均株価が前事業年度よりも低水準で推移したこともあり，日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引が，前事業年度を下回ったことで，デリバティブ商品の総取引金額が前事業年度を23.7％下回る283兆8,225億円となりました。

現物市場では，市場第一部・第二部及びＪＡＳＤＡＱの両方で売買代金が前事業年度を下回ったことなどで，総売買代金が前事業年度を16.5％下回る15兆8,857億円となりましたが，売買高においては，市場第一部・第二部及びＪＡＳＤＡＱ共に前事業年度を上回り，総売買高は前事業年度を37.6％上回りました。

このような状況において，当事業年度における参加者料金は13,035百万円（対前年同期比5.3％減）となりました。

② 機器・情報提供料

当事業年度における注文・約定のリアルタイム情報や終値情報，コロケーションサービス（注）の利用等による機器・情報提供料は，7,628百万円（対前年同期比7.6％増）となりました。

（注） 取引参加者の発注システムを当社の施設内に設置し，当社システムに接続することにより，注文発注の速度を向上させるサービスであります。

③ 上場賦課金

当事業年度において，当社市場の上場会社等より受領する上場賦課金は1,737百万円（対前年同期比8.8％減）となりました。

④ その他

当事業年度のその他営業収益は，92百万円（対前年同期比58.3％減）となりました。

（営業収益の内訳）

（単位：百万円，％）

区分		第10期（前事業年度）（平成22年度）		第11期（当事業年度）（平成23年度）		前年同期比増減率
		営業収益	構成比	営業収益	構成比	
参加者料金		13,769	59.9	13,035	58.0	△ 5.3
	取引手数料	8,548	37.2	7,987	35.5	△ 6.6
	清算手数料	2,586	11.3	2,775	12.4	7.3
	アクセス料	1,870	8.1	1,464	6.5	△ 21.7
	基本料	734	3.2	733	3.3	△ 0.1
	その他	28	0.1	73	0.3	160.9
機器・情報提供料		7,086	30.8	7,628	33.9	7.6
	相場情報料	3,961	17.2	3,999	17.8	0.9
	ネットワーク回線料	1,282	5.6	1,252	5.6	△ 2.4
	コロケーション利用料	557	2.4	770	3.4	38.4
	その他	1,285	5.6	1,606	7.1	25.0
上場賦課金		1,905	8.3	1,737	7.7	△ 8.8
	上場有価証券年賦課金	1,427	6.2	1,476	6.5	3.4
	有価証券上場手数料	478	2.1	261	1.2	△ 45.3
その他		222	1.0	92	0.4	△ 58.3
合計		22,984	100.0	22,494	100.0	△ 2.1

上記の結果，当事業年度の営業収益は，対前年同期比2.1％減の22,494百万円となりました。

また，販売費及び一般管理費は，安定した取引所システムを提供するためのインフラ対応の実施等により，施設費4,261百万円，運営費4,012百万円，人件費3,297百万円及び減価償却費2,552百万円となり，対前年同期比8.3％減の14,123百万円となりました。

その結果，営業利益は対前年同期比10.4％増の8,370百万円，経常利益は対前年同期比8.3％増の9,157百万円となりました。また，当期純利益は，前事業年度において株式会社ジャスダック証券取引所（以下，「ジャスダック」といいます。）との合併に伴う特別利益の計上及び法人税等の減少があったことから，対前年同期比40.3％減の5,466百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は2,221百万円であり，主に清算システム機器更改関係へのシステム投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

資金調達については，すべて自己資金で行っております。

(4) 対処すべき課題

現状において当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 市場運営関連の課題

ａ デリバティブ市場関連の課題

当社の株価指数先物・オプション取引は，国内トップシェアを誇っており，特に日経平均株価先物取引，日経225mini及び日経平均株価オプション取引は我が国を代表するデリバティブ商品となっております。昨今，デリバティブ市場はその高い成長性が注目されており，各国の取引所が競争力強化に取り組んでおります。前述の日経平均株価先物取引を扱うシンガポール取引所（ＳＧＸ）や他の金融商品取引所と今後も厳しい競争が続くものと思われます。

また，我が国資本市場の競争力強化の観点から，金融・商品間の取引所の相互乗入れによる総合取引所構想など，デリバティブ市場を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。このような環境の変化を適切に捉え，当社市場の競争力強化のための施策を講じていくことが課題であると認識しております。

このような状況に対し，当社は，昨年７月に，株価指数先物・オプション取引について，夜間立会の取引終了時間をこれまでの23時30分から翌３時まで延長しました。また，本年２月には，将来の日経平均株価の変動の大きさを推定した日経平均ボラティリティー・インデックスを対象とする先物取引を開始するなど，更なる競争力の強化に努めております。この他，新しい分野への取組みとして始めた大証ＦＸについても，順調に取引を拡大しております。

ｂ 現物市場関連の課題

当社現物市場の中核に位置付けられるのが，市場第一部・第二部及びＪＡＳＤＡＱです。なかでもＪＡＳＤＡＱは，成長性の高い企業の創成期でのＩＰＯを促進すると共に，継続的に事業を営み良好な収益性を維持する企業も上場する安定的な市場としての役割を担っています。このように，新興企業に対し資金調達の場を，また，投資者に有用な投資機会を提供することで，我が国経済の成長に寄与していますが，ここ数年低水準で推移しているＩＰＯ企業数の回復や米国ＮＡＳＤＡＱに見られるような市場に革新をもたらすベンチャー企業を輩出することが重要な課題となっています。

このような課題に対し，上場制度の改善，ＩＰＯサポート部門の強化及び上場後間もない中堅・ベンチャー上場会社向けの支援（コーポレート・サービス）に力を入れています。例えば，アナリストレポートの作成を支援する国内取引所で初の取組み「ＪＡＳＤＡＱアナリストレポート・プラットフォーム」等により情報発信の強化や流動性の向上に努めています。こういったＪＡＳＤＡＱ独自のコーポレート・サービスを通じて，ＩＰＯのすそ野を拡大するだけではなく，ＩＰＯを果たした企業が継続的に発展・成長できる環境を実現してまいります。

この他，当社では，投資信託受益証券（以下，「ＥＴＦ」といいます。），未公開企業や上場後経過年数が比較的短い企業等いわゆる新興企業を投資対象とした内国投資証券（ベンチャーファンド）等，特色ある商品を上場しております。今後も，投資者のニーズを踏まえつつ，魅力ある上場商品の開発に取り組んでまいります。

ｃ　清算業務関連の課題

金融・資本市場の不安定化を背景として，清算機能の役割が注目されると共に，その安全性に対する要求水準が高まってきております。

当社もその期待に応えるべく，継続的に適切な清算リスク管理の遂行，財務基盤の強化に努めております。清算参加者のポジション管理において一定時間ごとに当社デリバティブ取引の総合ポジションをモニタリングできる体制を整備していることに加えて，リスク量に応じた取引証拠金・清算預託金の受入れを行うなどにより，清算参加者の破綻に備えた十分な財務資源を確保しており，東日本大震災や世界経済の先行き懸念により株価が大きく変動し取引が集中した際も，当社での取引は円滑に決済されました。さらに，昨年11月には，最近の相場環境や清算機関に関する国際的な基準に関する議論の動向を踏まえ，清算機能・リスク管理機能の向上を図る観点から，先物・オプション取引に係る証拠金の算出方法を足元の相場状況等をより適切に反映したものとするための見直しを実施いたしました。

②　自主規制業務関連の課題

有価証券市場の売買やデリバティブ取引を公正にし，投資者保護の実現を図るためには，自主規制業務の充実が重要な課題であります。

当社は，市場に対する信頼性の向上を目指し，上場審査基準や上場廃止基準の見直しといった制度面の整備を図ると共に，新規上場時の厳正な審査，既上場会社に対する適時・適切な会社情報の開示の徹底，上場適格性を喪失した会社の市場からの退出など，更なる上場管理の適正化を図るよう努めております。

また，売買審査に関しては，証券取引等監視委員会とも連携し，インサイダー取引や相場操縦取引等に対する監視機能の充実を図り，不公正な取引の未然防止に取り組んでおります。

今後とも情報発信の機能を高め，自主規制業務の一層の強化を図ってまいります。

③　システム関連の課題

近年のＩＴ技術の進展により取引所システムの高度化が急速に進み，その安定性・処理性能等が，市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

このような状況の中，当社は，昨年の２月に導入したデリバティブ売買システム「Ｊ－ＧＡＴＥ」の安定稼働を実現しております。また，本年の夏を目途に予定している清算システムの機器更改に向けて，鋭意開発を進めております。

今後も継続的なシステムの能力増強・機能拡張等を行い，より利便性・安定性の高い市場運営を行うべく努めてまいります。

④　組織・人事運営関連の課題

新商品・新制度の企画・立案，取引審査・参加者監理・上場審査といった自主規制機能，システム開発をはじめとする各分野において取引所の機能を高めていくには，人材の育成・確保・活性化が極めて重要です。

今後も，事業環境の変化に対応した人材育成や社員教育の強化，経営目標の達成を支える人事制度の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては，今後ともご支援，ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第８期 (平成20年度)	第９期 (平成21年度)	第10期 (平成22年度)	第11期(当事業年度) (平成23年度)
営　業　収　益	18,902	18,080	22,984	22,494
経　常　利　益	9,331	7,684	8,453	9,157
当　期　純　利　益	6,318	4,334	9,156	5,466
１株当たり当期純利益	23,400円	16,053円	33,911円	20,244円
総　資　産	500,947	317,323	670,811	453,203
純　資　産	44,223	46,439	52,858	55,485

（注）１　１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
２　当社は，平成22年４月１日を期日として連結子会社であったジャスダックと合併しております。なお，第８期及び第９期の連結決算の状況は次のとおりであります。

［ご参考］

（単位：百万円）

区　　分	第８期 (平成20年度)	第９期 (平成21年度)
営　業　収　益	20,051	23,021
経　常　利　益	9,444	9,160
当　期　純　利　益	6,372	6,298
１株当たり当期純利益	23,603円	23,326円
総　資　産	507,508	320,362
純　資　産	46,396	48,429

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(7) 主要な事業内容（平成24年３月31日現在）

当社は，金融商品取引法第２条第17項に規定される取引所金融商品市場を開設し，公益及び投資者の保護に資するため，有価証券の売買又は市場デリバティブ取引が公正，円滑に行われることを旨として当該市場を運営しております。

また，相場の公表その他取引所金融商品市場の開設等に附帯する業務を行っております。

さらに，金融商品取引法第２条第29項に規定される金融商品取引清算機関として，当社が取り扱うデリバティブ取引について，同第２条第28項に規定される金融商品債務引受業を行っております。

当社市場における商品区分別の銘柄・上場会社数及び取引・清算参加者数は，次のとおりであります。

① 商品区分別の銘柄・上場会社数

分類	商品区分			銘柄・上場会社数
デリバティブ	先物	日経平均株価先物		
		日経225mini		
	オプション	日経平均株価オプション		
		個別証券オプション		
	大証FX			11通貨ペア
現物	株券	市場第一部		508社
		市場第二部		203社
		ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード，グロース）		952社
		計		1,663社
	出資証券			1銘柄
	内国投資証券			2銘柄
	外国投資証券			2銘柄
	ＥＴＦ			17銘柄
	カバードワラント			40銘柄
	債券			303銘柄
	転換社債型新株予約権付社債券			3銘柄

（注） 上記の他，デリバティブには日経株価指数300先物，Russell/Nomura Primeインデックス先物及び日経平均ボラティリティー・インデックス先物があります。また，当社にはJ－NET市場があり，内国株券，内国投資証券，ＥＴＦ及びカバードワラント等が上場されております。

② 取引・清算参加者数

区分		参加者数
取引参加者	現物・先物取引等・ＦＸ・ジャスダック取引参加者	11社
	現物・先物取引等・ジャスダック取引参加者	59社
	現物・先物取引等取引参加者	4社
	現物・ジャスダック取引参加者	3社
	先物取引等・ジャスダック取引参加者	8社
	先物取引等取引参加者	2社
	ＩＰＯ取引参加者	1社
	ＦＸ取引参加者	6社
	ジャスダック取引参加者	12社
	計	106社
清算参加者	先物取引等・ＦＸ取引清算参加者	12社
	先物取引等取引清算参加者	71社
	ＦＸ取引清算参加者	5社
	計	88社

(8) **主要な営業所**（平成24年３月31日現在）

本　　店　大阪市中央区北浜一丁目８番16号

東京支社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号

(9) **従業員の状況**（平成24年３月31日現在）

区　分	従業員数（前期末比増減）	平　均　年　齢	平均勤続年数
男　　性	238 名　(−7)名	40 歳　9 月	9 年　6 月
女　　性	87 名　(−6)名	43 歳　5 月	14 年　5 月
合計又は平均	325 名　(−13)名	41 歳　6 月	10 年　10 月

（注）１　上記従業員には，社外への出向者２名が含まれております。
　　２　上記従業員には，社外からの出向者４名が含まれております。
　　３　上記従業員には，執行役員７名が含まれております。

(10) **主要な借入先**（平成24年３月31日現在）

該当事項はございません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はございません。

２　会社の株式に関する事項（平成24年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　930,000株

(2) 発行済株式の総数　270,000株

(3) 株主数　4,009名

(4) 大株主

順位	株　主　名	持株数	持株比率
1	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	18,193株	6.74%
2	ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアンツ 613	10,515	3.89
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,557	3.17
4	J.P. MORGAN CLEARING CORP-SEC	8,438	3.13
5	モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー	8,241	3.05
6	ノーザン トラスト グローバル サービスィズ リミテッド リ ノルウェージャン クライアンツ アカウント	6,380	2.36
7	ゴールドマンサックスインターナショナル	6,110	2.26
8	ドイツ証券株式会社	6,085	2.25
9	クレディ･スイス･セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド ピービー セック イント ノン ティーアール クライアント	5,461	2.02
10	ゴールドマン･サックス･アンド･カンパニーレギュラーアカウント	5,405	2.00

（注）第11期に次の法人より「大量保有報告書」等の提出があり，下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが，当社として当該事業年度末現在における実質所有株式数を確認できませんので，上記「大株主」の状況には含めておりません。

なお，「大量保有報告書」等が複数回提出されている場合は，最新の報告書の概要を記載しており，持株数及び持株比率については，共同保有者に係る保有分として報告があった場合は，その株数及び保有割合を含めて記載しております。

法人名	提出日	報告義務発生日	持株数	持株比率
ジェイ・オー・ハンブロ・キャピタル・マネージメント・リミテッド	平成23年6月23日	平成23年6月16日	13,680株	5.07%
フィデリティ投信株式会社	平成23年12月15日	平成23年12月8日	38,191	14.14
スカゲン・エーエス	平成23年12月22日	平成23年12月19日	10,719	3.97
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド	平成24年2月22日	平成24年2月15日	8,626	3.19
ドイツ証券株式会社	平成24年4月6日	平成24年3月30日	8,323	3.08

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3　会社の新株予約権等に関する事項（平成24年３月31日現在）

該当事項はございません。

4　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
米　田　道　生	代表取締役社長	全般統括，考査室， 大阪中小企業投資育成㈱社外取締役
藤　倉　基　晴	取　締　役	自主規制本部
松　本　　学	取　締　役	エクイティ本部
山　澤　光太郎	取　締　役	デリバティブ本部，統合準備プロジェクト， ㈱日本証券クリアリング機構社外取締役
狩　野　芳　徳	取　締　役	市場運営本部，システム本部
奥　田　　務	社外取締役	Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者， ㈱りそなホールディングス社外取締役， ㈱毎日放送社外監査役
川　村　雄　介	社外取締役	㈱大和総研専務理事
川　本　裕　子	社外取締役	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授， マネックスグループ㈱社外取締役， 東京海上ホールディングス㈱社外監査役， ヤマハ発動機㈱社外取締役， 伊藤忠商事㈱社外取締役
堺　屋　太　一 （本名　池口小太郎）	社外取締役	㈱堺屋太一事務所代表取締役， ㈱堺屋太一研究所代表取締役
佐々木　茂　夫	社外取締役	弁護士， 大阪証券金融㈱社外取締役， ㈱神戸製鋼所社外監査役， 積水樹脂㈱社外監査役
森　本　　滋	社外取締役	同志社大学大学院司法研究科教授， 弁護士
金　田　尚　武	常勤監査役	
岩　城　　裕	社外監査役	弁護士
中　務　裕　之	社外監査役	中務公認会計士・税理士事務所代表， フルサト工業㈱社外監査役

（注）１　社外取締役 佐々木茂夫は，大阪証券金融㈱の社外取締役であり，同社は当社が指定する貸借取引の指定証券金融会社であります。なお，当社と社外取締役及び社外監査役の他の各兼職先との間には，特筆すべき資本・取引関係はありません。

２　社外取締役 川本裕子は，当社自主規制委員会委員長，同じく佐々木茂夫及び取締役 藤倉基晴は，当社自主規制委員会委員であります。

３　社外取締役 奥田務，川村雄介，川本裕子，堺屋太一，佐々木茂夫，森本滋，及び社外監査役 岩城裕，中務裕之は，㈱大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

４　社外監査役 中務裕之は，公認会計士及び税理士の資格を有しており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5　社外取締役 川村雄介は，平成24年４月１日付で，㈱大和総研の副理事長に就任しました。
6　社外取締役 佐々木茂夫は，平成24年５月１日付で，岩井コスモ証券㈱の社外取締役に就任しました。

(2) 執行役員の氏名等（平成24年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担　当　業　務
米　田　道　生	社長執行役員	全般統括，考査室
藤　倉　基　晴	副社長執行役員 自主規制責任者	自主規制本部
松　本　　学	副社長執行役員	エクイティ本部
山　澤　光太郎	常務執行役員	デリバティブ本部，統合準備プロジェクト
狩　野　芳　徳	常務執行役員	市場運営本部，システム本部
小　林　繁　治	上席執行役員 自主規制副責任者	自主規制本部
政　次　保　孝	上席執行役員	経営管理本部
丸　山　雅　彦	上席執行役員	経営管理本部
村　田　雅　幸	執　行　役　員	エクイティ本部
神　木　龍　哉	執　行　役　員	市場運営本部
川　本　哲　也	執　行　役　員	自主規制本部
両　國　太　輔	執　行　役　員	自主規制本部

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

（単位：名，百万円）

区　　分	取締役		監査役		計	
	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額	支給対象	支給見込額
① 報酬等の総額	11	241	3	27	14	269
② ①のうち社外役員の報酬等の総額	6	37	2	9	8	46
③ ①のうち役員賞与	5	45	－	－	5	45

（注）１　会社法施行規則に基づき，当事業年度に係る金額を表示しております。
２　取締役の報酬は，業績及び中長期的な企業価値の向上の観点に立った職務・職責に応じた月額報酬に加え，常勤取締役には，当期純利益の１％の範囲内で，業績に連動した役員賞与を支給しております。また，退職慰労金制度は廃止しております。なお，ストック・オプション制度は採用しておりません。

(4) 社外取締役及び社外監査役に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

① 取締役　奥田　　務

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な上場会社経営者としての立場より，発言しています。

② 取締役　川村　雄介

ア　取締役会への出席状況

出席率は92％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

③ 取締役　川本　裕子

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

④ 取締役　堺屋　太一

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

⑤ 取締役　佐々木　茂夫

ア　取締役会への出席状況

出席率は92％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しています。

⑥　取締役　森本　　滋

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　取締役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な学識経験者としての専門的見地より，発言しています。

⑦　監査役　岩城　　裕

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

ウ　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な法律家としての専門的見地より，発言しています。

⑧　監査役　中務　裕之

ア　取締役会への出席状況

出席率は100％であります。

イ　監査役会への出席状況

出席率は100％であります。

ウ　取締役会及び監査役会における発言状況

必要に応じ，主に経験豊富な会計専門家としての立場より，発言しています。

(5) 責任限定契約に関する事項

①　当社は各社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金１百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

②　当社は各社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく賠償責任限度額は，金１百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はございません。

５　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	26百万円
②	公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	52百万円
③	合計額	78百万円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と，金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので，①及び③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は，会計監査人に対して，非監査業務として，デューデリジェンスに関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は，会社法第340条第１項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか，会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等には，監査役会の同意又は請求により，解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

６　会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

現行の基本方針は次のとおりです。

① 内部統制システム構築・運用の基本方針

ア　上場金融商品取引所として相応しい組織であるために，かつ，行動規範に定めるコーポレートアイデンティティーに合致するように，当社がこれまでに構築してきた内部統制システムについて，会社法の規定に沿って整理する。

イ　社会情勢や当社を取り巻く経済環境の変化等に対応するために，少なくとも年１回，取締役会において審議し，必要に応じて改正する。

② 当社の内部統制システム

ア　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア）　当社の公共性，透明性向上，市場参加者の意見を反映させるため，常勤取締役より社外取締役の人数を多くし，社外取締役は原則として独立役員とし，若干名以上を有識者・学識経験者から選任する。

（イ）　当社の自主規制業務の独立性を確保するため，金融商品取引法に基づいて，取締役３名以上（うち過半数は社外取締役）で構成される自主規制委員会を設置する。

（ウ）　当社の業務に関する重要事項を専門的に審議し，幅広い意見を集約するため，次の各委員会を設置する。

a　市場運営委員会
b　清算業務委員会
c　清算リスク評価委員会
d　規律委員会
e　上場委員会

（エ）　役職員が順守すべき「行動規範」その他の社内規則を定め，あらゆる企業活動の場面において法令及び定款その他の社内規則に適合するよう行動するとともに，担当執行役員及び管理職に対して指導・監督責任を課す。

（オ）　当社における法令順守の状況等を組織横断的に把握し，必要に応じて全社的な調整・対処を図るため，経営管理本部総務グループをコンプライアンス統括部門とし，コンプライアンス担当執行役員を定める。コンプライアンス統括部門は，人事グループと協力して，定期的に社内研修を実施し，コンプライアンス意識の向上に努める。また，社長執行役員直轄の考査室を設置し，業務考査等を通じて，法令等の順守状況を確認する。なお，経営管理本部総務グループがコンプライアンスに関して統括業務を執行する際には，考査室及び監査役室と協議する。

（カ）　業務執行に当たって法令又は定款その他の社内規則に抵触するおそれがあると判断される事項については，コンプライアンス統括部門との協議及び法律専門家の意見等を踏まえ，担当執行役員及び管理職の責任において疑義を解消した上で，業務を執行する。

（キ）　内部牽制機能を高め，不正行為の抑止等を図る観点から，役職員に関する不正行為等の通告を受け付けるコンプライアンス・ホットライン及びホットライン委員会（社外取締役，弁護士等の外部委員を含む。）を設置する。

（ク）「反社会的勢力の排除に係る基本方針」を策定し，ＨＰで公表するとともに，次の取組を行う。

a　反社排除に係る社内規則及び対応マニュアルの整備
b　取引先等との暴力団排除に係る覚書の締結
c　関係機関との連携強化

（ケ）「個人情報保護ポリシー」及び金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に従った「個人データの安全管理措置等に関する取扱い」等を定め，個人情報を保護する。

（コ）　当社では，事業の公共性，特殊性に鑑み，役職員に対して原則として有価証券の売買等を禁止する。

イ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ア）　次の諸規程を定め，情報の保存及び管理を行う。

a　文書規程

b　内部情報管理規程

c　機密情報の取扱いに関する規則

d　情報セキュリティポリシー

（イ）　取締役及び執行役員の業務執行に係る情報として，上記諸規程に基づき，次の文書をはじめとする各種文書について保存期間を定め，組織的な記録の保存を行う。

a　株主総会議事録

b　取締役会議事録

c　自主規制委員会議事録

d　経営執行委員会議事録

e　稟議書

f　その他重要な文書

ウ　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）　当社の経営上のリスクを識別した上で，リスク管理方法等について定めた「リスク管理規程」を制定する。

全部署に「リスク管理責任者」を置き，担当部署のリスクの識別，リスクの大きさ・影響度，発生可能性の分析を義務付ける。

リスク分析等の結果を踏まえ，リスクの高い業務プロセスに関してはマニュアルの策定等のリスクへの適切な対応を図る。

（イ）　経営管理本部総務グループをリスク管理統括部門とし，リスク管理責任者の行った分析結果をリスク管理統括部門において一元的に集約・評価する。

リスク管理の状況等を組織横断的に情報収集，分析・評価結果に対する改善指図，全社的なリスク回避策等の策定，調整，対処等を統制する「リスク管理委員会」を設置する。

その他，必要に応じて全社的な調整・対処を行い，災害発生時の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を図るなど，緊急時の体制を整備する。

（ウ）　当社事業におけるシステムの重要性に鑑みて，システムに関するリスクについては特段の対応を図る必要があることから，市場運営・システム運行に関わる関係部署が参加するシステム運行管理委員会（委員長：システム本部担当執行役員）を設置し，システムの処理能力，運行状況，リスクに関する認識の共有化を図り，業務上の留意点の確認やシステム障害時の事業継続計画（ＢＣＰ）及び緊急対応計画等を策定することにより事前のリスク管理の実効性を高める。

（エ）　上記リスクが顕在化し，危機が発生した場合には，社長執行役員をトップとする各危機に応じた対策本部を設置することとし，全社的な情報の収集，対策の策定及び指図を迅速に行う。

エ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）　執行役員制度を導入し，常勤取締役が，業務執行権限を取締役でない執行役員に委譲して，執行責任を明確にした上で，効率的に業務を遂行する。

（イ）　取締役会での議論をより円滑に進めるため，常勤取締役及び執行役員から構成される経営執行委員会を設置し，取締役会での意思決定を要する事項の事前審議を行う。

（ウ）　常勤取締役及び執行役員の業務分担を定めるとともに，「組織規程」によって各部署の事務分掌等を，「稟議規則」によって決裁権限をそれぞれ定め，指揮・命令系統及び業務執行責任を明確化する。

（エ）　取締役会において，毎年度末に翌期の業務計画及び予算並びに翌期を初年度とする３か年の中期経営計画を策定し，この過程において，業務計画に合わせて経営資源を効率的に配分するよう努め，その進捗状況・結果については，経営執行委員会において審議し，取締役会に報告する。

オ　当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には企業集団に該当する子会社はない。

カ　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項，当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ア）　監査役の職務を補助すべき者として，監査役室を設置し，専任の担当者を置く。

（イ）　監査役室の取締役からの独立性を確保するため，監査役室の体制，異動，考課については，事前に常勤監査役の同意を得る。

（ウ）　監査役は，監査役室所属の職員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし，監査役より監査業務に必要な指示を受けた職員はその指示に関して，取締役，執行役員等の指揮命令を受けない。

キ　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ア）　常勤取締役，執行役員及び職員は，あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項について実効的かつ機動的に報告を行う。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，定例的に報告すべき事項のほか，会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは，直ちに監査役に報告を行う。

（ウ）　監査役は，常勤取締役及び執行役員に対して，必要な調査・報告等を要請することができ，経営執行委員会その他の重要会議に出席して必要な説明を求めることができる。

ク　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）　社外監査役は原則として独立役員とする。

（イ）　常勤取締役及び執行役員は，必要に応じて監査役と会合を持ち，経営方針，当社が対処すべき課題，当社を取巻くリスクのほか，監査役監査の整備状況，監査上の重要課題等について意見を交換し，監査役監査の重要性と相互認識の理解を深めるよう努める。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は，会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については，特に定めておりません。

ただし，当社株式（議決権）の一定数以上の取得・保有については，次のような法律による規制があります。

（ご参考）　関係条文抜粋

①　金融商品取引法第103条の２第１項

何人も，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には，百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し，又は保有してはならない。ただし，認可金融商品取引業協会，金融商品取引所，金融商品取引所持株会社，商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し，又は保有する場合は，この限りでない。

②　金融商品取引法第106条の３第１項

地方公共団体その他の政令で定める者（以下この条，第106条の14及び第106条の17において「地方公共団体等」という。）は，第103条の２第１項の規定にかかわらず，内閣府令で定めるところにより，内閣総理大臣の認可を受けて，株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し，又は保有することができる。

◎　以上のご報告は，次により記載しております。

1　記載金額は，表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2　比率（%）は，表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**435,527**	**流動負債**	**394,683**
現金及び預金	43,222	短期借入金	0
営業未収入金	2,012	未払金	865
有価証券	1,015	未払費用	1,107
前払費用	103	未払法人税等	3,236
取引証拠金特定資産	342,743	未払消費税等	258
清算預託金特定資産	45,692	預り金	100
繰延税金資産	319	取引証拠金	342,743
その他	417	清算預託金	45,692
貸倒引当金	△0	リース債務	5
固定資産	**17,675**	賞与引当金	182
有形固定資産	**3,708**	役員賞与引当金	45
建物	1,086	その他	445
構築物	0	**固定負債**	**3,034**
情報システム機器	1,917	長期借入金	0
工具器具備品	121	長期預り金	424
土地	98	信認金	375
リース資産	15	リース債務	9
建設仮勘定	467	退職給付引当金	2,170
無形固定資産	**7,149**	その他	52
ソフトウエア	5,616	**負債合計**	**397,717**
ソフトウエア仮勘定	1,515	**純資産の部**	
その他	17	**株主資本**	**55,485**
投資その他の資産	**6,818**	**資本金**	**4,723**
投資有価証券	950	**資本剰余金**	**4,825**
長期貸付金	17	資本準備金	4,825
長期前払費用	380	**利益剰余金**	**45,936**
長期預金	3,000	利益準備金	322
差入保証金	297	その他利益剰余金	45,613
信認金特定資産	375	違約損失準備金	3,569
繰延税金資産	1,771	先物取引等違約損失準備金	7,011
その他	71	別途積立金	5,302
貸倒引当金	△46	繰越利益剰余金	29,730
		評価・換算差額等	**0**
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	**453,203**	**純資産合計**	**55,485**
		負債・純資産合計	**453,203**

損　益　計　算　書

〔平成23年４月１日から
平成24年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		22,494
参加者料金	13,035	
上場賦課金	1,737	
機器・情報提供料	7,628	
その他	92	
販売費及び一般管理費		14,123
営業利益		8,370
営業外収益		812
受取利息	462	
受取配当金	53	
負ののれん償却額	233	
その他	64	
営業外費用		26
支払利息	20	
その他	6	
経常利益		9,157
特別利益		50
投資有価証券売却益	30	
取引参加者過怠金	20	
税引前当期純利益		9,207
法人税，住民税及び事業税		3,234
法人税等調整額		507
法人税等合計		3,741
当期純利益		5,466

株主資本等変動計算書

〔平成23年４月１日から
平成24年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	4,723	4,825	4,825
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	4,723	4,825	4,825

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		違約損失準備金	先物取引等違約損失準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	322	3,569	7,011	5,302	27,099	43,305	52,854
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,835	△2,835	△2,835
当期純利益	－	－	－	－	5,466	5,466	5,466
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	2,631	2,631	2,631
当期末残高	322	3,569	7,011	5,302	29,730	45,936	55,485

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4	4	52,858
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△2,835
当期純利益	－	－	5,466
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4	△4	△4
当期変動額合計	△4	△4	2,626
当期末残高	0	0	55,485

個　別　注　記　表

〔平成23年４月１日から
平成24年３月31日まで〕

１　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

②　その他有価証券

時価のあるものについては，主として期末日前１ヶ月の市場価格平均に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないものについては，移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお，主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	15年～50年
情報システム機器	２年～６年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお，自社利用のソフトウエアの償却年数については，当社における利用可能期間（主として５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし，残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお，所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち，リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については，通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④　長期前払費用

均等償却によっております。

なお，償却期間については，法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は，決算日の直物為替相場により円貨に換算し，換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため，支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき，当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については，発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より，「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,563百万円

(3) 偶発債務

株式会社日本証券クリアリング機構（以下，「クリアリング機構」といいます。）他５社と締結した「損失補償契約書」に基づき，現物取引の清算業務に関し，クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行，又は不履行の恐れが生じたことに起因して，クリアリング機構に生じた損失に対して，他の損失補償人と連帯して，平成14年９月30日現在におけるそれぞれの違約損失準備金相当額を限度として，上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行の恐れがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて，当該損失を補償することとなっております。

なお，当社の損失補償限度額は3,569百万円であります。

(4) 取引証拠金特定資産等

当社では，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等から取引証拠金等の預託を受けております。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理されているため，貸借対照表上，その目的ごとに区分して表示しております。

(5) 担保受入金融資産の時価評価額

貸借対照表に計上していない代用有価証券の時価評価額は以下のとおりであります。

取引証拠金代用有価証券	394,862百万円
信認金代用有価証券	168百万円
清算預託金代用有価証券	61,030百万円

上記代用有価証券は，有価証券の売買等の契約不履行の発生時等において処分権を有するものであります。

4　損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

5　株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	270,000	―	―	270,000

(3) 配当に関する事項

a　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成23年６月22日定時株主総会	普通株式	1,620	6,000	平成23年３月31日	平成23年６月23日
平成23年10月25日取締役会	普通株式	1,215	4,500	平成23年９月30日	平成23年12月１日

b　基準日が当事業年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年６月21日開催の定時株主総会の議案として，普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	2,025百万円
１株当たり配当額	7,500円（うち記念配当3,000円を含みます。）
基準日	平成24年３月31日
効力発生日	平成24年６月22日

なお，配当原資については，利益剰余金とすることを予定しております。

６　税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	776百万円
無形固定資産減価償却	476百万円
有形固定資産減価償却	177百万円
貸倒引当金	17百万円
研究開発費	199百万円
長期前払費用償却	66百万円
賞与引当金	69百万円
ゴルフ会員権評価額	39百万円
長期未払金	18百万円
未払事業税	231百万円
その他	25百万円
繰延税金資産小計	2,097百万円
評価性引当額	△5百万円
繰延税金資産合計	2,091百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	2,090百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの，当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は，法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月２日に公布されたことに伴い，当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし平成24年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は，前事業年度の40.6％から，回収又は支払が見込まれる期間が平成24年４月１日から平成27年３月31日までのものは38.0％，平成27年４月１日以降のものについては35.6％にそれぞれ変更されております。

その結果，繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が210百万円減少し，当事業年度に計上された法人税等調整額が210百万円増加しております。

7　金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は，資金運用については安全性の高い国債等の有価証券及び預金を中心に行っております。また，借入等による資金調達は行っておりません。なお，当社は，デリバティブ取引を行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券のうち株式は，市況価格変動リスクに晒されておりますが，主に業務上の関係を有する企業の株式であり，定期的に時価及び発行体の財務状況を把握し，時価の変動が著しい場合については，取締役会に報告しております。債券は，通常，発行体リスク等の信用リスクに晒されますが，当社は有価証券運用規程に従い，安全性の高い国債等のみを対象としているため，信用リスクは僅少であります。

貸借対照表に計上されております資産（負債）の取引証拠金特定資産（取引証拠金），清算預託金特定資産（清算預託金），信認金特定資産（信認金）は，約定時から決済時までにおける清算参加者等の債務不履行により被るリスクを担保するため，各清算参加者等からの預託を受けているものであります。これらについて，当社の規則上他の資産と区分して管理しております。なお当該資産は，現金及び預金としているためリスクは僅少であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には，市場価格に基づく価額のほか，市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては，変動要因を織り込んでいるため，異なる前提条件等を採用することにより，当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりであります。なお，時価を把握することが極めて困難と認められるものは，次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	43,222	43,222	－
② 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,005	1,005	－
③ 取引証拠金特定資産 （取引証拠金）	342,743	342,743	－
④ 清算預託金特定資産 （清算預託金）	45,692	45,692	－
⑤ 信認金特定資産 （信認金）	375	375	－
⑥ 未払法人税等	3,236	3,236	－

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①　現金及び預金

預金はすべて短期であるため，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

②　有価証券及び投資有価証券

時価については，取引金融機関から提示された価格によっております。

③　取引証拠金特定資産（取引証拠金）

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

④　清算預託金特定資産（清算預託金）

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑤　信認金特定資産（信認金）

随時行われる返還に備えて現金及び預金として保管しているものであり，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

⑥　未払法人税等

短期間で決済され，時価は帳簿価額にほぼ等しいことから，当該帳簿価額によっております。

（注２）　非上場株式は，市場価格がなく，かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず，時価を把握することが極めて困難と認められるため，「②　有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	950
金銭信託	10

（注３）　満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10 年 超
現金及び預金のうち 満期のあるもの	23,750	－	－	－
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの(国債・地方債)	1,000	－	－	－
長期預金のうち 満期のあるもの	－	－	－	3,000

8　持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

当社は，関連会社を有しておりませんので，該当事項はありません。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は，開示対象特別目的会社を有しておりませんので，該当事項はありません。

9　１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　205,502円46銭

１株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	(百万円)	55,485
普通株式に係る純資産額	(百万円)	55,485
差額の主な内訳	(百万円)	－
普通株式の発行済株式数	(株)	270,000
普通株式の自己株式数	(株)	－
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	(株)	270,000

(2) １株当たり当期純利益　20,244円60銭

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	(百万円)	5,466
普通株式に係る当期純利益	(百万円)	5,466
普通株主に帰属しない金額	(百万円)	－
普通株式の期中平均株式数	(株)	270,000

10　退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は，確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	1,919百万円
②　未積立退職給付債務	1,919百万円
③　未認識数理計算上の差異	177百万円
④　未認識過去勤務債務	74百万円
⑤　退職給付引当金（②＋③＋④）	2,170百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

①　勤務費用	143百万円
②　利息費用	27百万円
③　数理計算上の差異の費用処理	△78百万円
④　過去勤務債務の費用処理	△10百万円
⑤　退職給付費用（①＋②＋③＋④）	81百万円

(注)　過去勤務債務の費用処理額については，過去勤務債務に係る減額費用処理額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分法　期間定額基準

② 割引率　1.5%

③ 数理計算上の差異の処理年数　10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。）

④ 過去勤務債務の処理年数　10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により発生した事業年度から費用処理することとしております。）

11　企業結合等に関する注記

当事業年度中に企業結合の主要条件が合意されましたが，貸借対照表日までに完了していない企業結合は以下のとおりです。

当社と株式会社東京証券取引所グループは，平成23年11月22日開催の両社の取締役会における決議に基づき，統合契約を締結いたしました。

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容，企業結合日，企業結合の法的形式，結合後企業の名称及び取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称	株式会社東京証券取引所グループ
結合当事企業の事業の内容	株式会社金融商品取引所の経営管理及び自主規制法人の経営管理等
企業結合日	平成25年１月１日(予定)
企業結合の法的形式	当社を存続会社とする吸収合併
結合後企業の名称	株式会社日本取引所グループ(仮称)
取引の目的を含む取引の概要	当社及び株式会社東京証券取引所グループは，現物取引とデリバティブ取引双方において国内での確固たる地位を確立し，規模の拡大・金融商品の多様化・コスト削減によりグローバル競争力を強化するとともに，市場機能の集約・取引システムの統一化により取引参加者・投資家の利便性向上を図ることを目的として，当該吸収合併を含む経営統合を行うことについて合意いたしました。

(2) 実施する会計処理の概要

株式会社東京証券取引所グループが実施予定である当社株式の公開買付けにより，当社は株式会社東京証券取引所グループの子会社になる予定であることから，「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）に基づき，共通支配下の取引として処理する予定であります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年５月２日

株式会社大阪証券取引所

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　竹　内　　毅　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　理　晃　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大阪証券取引所の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は，平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して，各監査役が作成した監査報告書に基づき，審議の上，本監査報告書を作成し，以下のとおり報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は，当期の監査の方針，職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか，取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は，監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，取締役会その他重要な会議に出席し，取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また，事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

なお，金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については，取締役等及び有限責任 あずさ監査法人に対し当該内部統制の評価及び監査の状況について説明を求め，本監査報告書の作成時点において，取締役から財務報告に係る内部統制は有効である旨の報告を，有限責任 あずさ監査法人から重要な欠陥に相当すると思われる不備は認識していない旨の報告を，それぞれ受けました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても，財務報告に係る内部統制を含め，指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年５月14日

株式会社大阪証券取引所　監査役会

常勤監査役　金　田　尚　武　㊞

監　査　役　岩　城　　裕　㊞

監　査　役　中　務　裕　之　㊞

（注）　監査役岩城裕及び監査役中務裕之は，会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は，平成13年４月に我が国の取引所として初めて株式会社化し，平成16年４月以降我が国唯一の上場取引所として株主利益を重視する経営を実施してまいりました。

株主の皆様の御支援により平成24年３月期で株式会社化10周年を迎えたことから，１株当たり3,000円の記念配当を実施し，当事業年度の期末配当金につきましては，普通配当4,500円に記念配当3,000円を加え，１株当たり7,500円といたしたいと存じます。これにより，当事業年度の年間配当金は中間配当金4,500円を含めて12,000円となり，前事業年度に比べ1,500円の増配となります。

本議案に関する事項

(1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額
　　金銭2,025,000,000円

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
　　１株につき7,500円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
　　平成24年６月22日

第２号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は，本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので，取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	よねだみちお 米田道生 （昭和24年６月14日生）	昭和48年４月　日本銀行入行 平成７年７月　同行秋田支店長 平成10年５月　同行札幌支店長 平成12年４月　大阪証券取引所常務理事 平成13年４月　当社常務取締役 平成14年10月　当社専務取締役 平成15年12月　当社代表取締役社長 平成22年４月　当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） （担当）　全般統括，考査室 （重要な兼職の状況） 大阪中小企業投資育成㈱社外取締役	86株
2	ふじくらもとはる 藤倉基晴 （昭和22年８月19日生）	昭和46年７月　大蔵省入省 昭和62年７月　内閣官房内閣審議官 平成８年７月　同省横浜税関長 平成９年７月　国税庁長官官房国税審議官 平成12年７月　国際金融公社東京駐在特別代表 平成17年10月　当社顧問 平成18年６月　当社常務取締役 平成21年６月　当社専務取締役 平成22年４月　当社取締役 副社長執行役員（現任） （担当）　自主規制本部	57株
3	まつもとまなぶ 松本学 （昭和25年６月19日生）	昭和50年４月　野村證券㈱（現　野村ホールディングス㈱）入社 平成10年６月　同社取締役 平成13年６月　同社常務取締役 平成15年６月　野村ホールディングス㈱執行役 野村證券㈱常務執行役 平成17年４月　野村證券㈱代表執行役専務執行役 平成17年６月　当社取締役 平成21年１月　㈱ジャスダック証券取引所取締役代表執行役社長 平成22年４月　当社副社長執行役員 平成22年６月　当社取締役 副社長執行役員（現任） （担当）　エクイティ本部	16株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	やまざわこうたろう 山　澤　光太郎 （昭和31年10月８日生）	昭和55年４月　日本銀行入行 昭和59年５月　ペンシルバニア大学留学（MBA取得） 平成12年６月　日本銀行人事局人事課長 平成16年３月　日本銀行函館支店長 平成18年７月　当社調査役 平成18年９月　当社執行役員 平成20年６月　当社常務執行役員 平成21年６月　当社取締役 平成22年４月　当社取締役　常務執行役員（現任） （担当）　デリバティブ本部，統合準備プロジェクト （重要な兼職の状況） ㈱日本証券クリアリング機構社外取締役	７株
5	かりのよしのり 狩　野　芳　徳 （昭和32年11月29日生）	昭和55年４月　日本電信電話公社入社 昭和63年９月　エヌ・ティ・ティ・データ通信㈱（現　㈱エヌ・ティ・ティ・データ）金融システム事業部担当課長 平成７年４月　同社金融システム事業本部担当部長 平成18年８月　同社金融システム事業本部副事業本部長 平成21年７月　同社第三金融事業本部副事業本部長 平成22年５月　当社顧問 平成22年６月　当社取締役　常務執行役員（現任） （担当）　市場運営本部，システム本部	２株
6	おくだつとむ 奥　田　　務 （昭和14年10月14日生）	昭和39年４月　㈱大丸入社 平成３年９月　㈱大丸オーストラリア代表取締役 平成７年５月　㈱大丸取締役 平成８年５月　同社代表取締役常務取締役 平成９年３月　同社代表取締役社長 平成15年５月　同社代表取締役会長兼最高経営責任者 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成19年９月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役社長兼最高経営責任者 ㈱大丸代表取締役会長 平成22年３月　Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者（現任） （重要な兼職の状況） Ｊ．フロントリテイリング㈱代表取締役会長兼最高経営責任者 ㈱りそなホールディングス社外取締役 ㈱毎日放送社外監査役	７株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	かわむらゆうすけ 川村雄介 （昭和28年12月５日生）	昭和52年４月　大和證券㈱（現　㈱大和証券グループ本社）入社 平成９年１月　同社資本市場本部シンジケート部長 平成12年３月　同社退社 平成12年４月　長崎大学経済学部，同大学院教授 平成19年６月　㈱ジャスダック証券取引所社外取締役 平成21年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成22年４月　㈱大和総研専務理事 平成22年６月　当社取締役（現任） 平成24年４月　㈱大和総研副理事長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱大和総研副理事長	―
8	かわもとゆうこ 川本裕子 （昭和33年５月31日生）	昭和57年４月　㈱東京銀行入行 昭和63年９月　マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授（現任） 平成16年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 マネックスグループ㈱社外取締役 東京海上ホールディングス㈱社外監査役 ヤマハ発動機㈱社外取締役 伊藤忠商事㈱社外取締役	20株
9	さかいやたいち 堺屋太一 （本名 池口小太郎） （昭和10年７月13日生）	昭和35年４月　通商産業省入省 昭和53年10月　執筆・評論活動開始 平成10年７月　国務大臣経済企画庁長官 平成12年12月　内閣特別顧問 平成13年４月　当社取締役（現任） 平成14年４月　東京大学先端科学技術研究センター教授 平成16年４月　早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 平成18年４月　早稲田大学特命教授 （重要な兼職の状況） ㈱堺屋太一事務所代表取締役 ㈱堺屋太一研究所代表取締役	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴，地位，担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
10	ささきしげお 佐々木茂夫 （昭和19年10月12日生）	昭和44年４月　検事任官 平成13年11月　大阪地方検察庁検事正 平成16年１月　札幌高等検察庁検事長 平成17年４月　福岡高等検察庁検事長 平成18年５月　大阪高等検察庁検事長 平成19年８月　弁護士登録（現任） 平成22年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士 大阪証券金融㈱社外取締役 ㈱神戸製鋼所社外監査役 積水樹脂㈱社外監査役 岩井コスモ証券㈱社外取締役	４株
11	もりもとしげる 森本　滋 （昭和21年３月28日生）	昭和44年４月　京都大学法学部助手 昭和46年８月　京都大学法学部助教授 昭和58年６月　京都大学法学部教授 平成４年４月　京都大学大学院法学研究科教授 平成21年４月　同志社大学大学院司法研究科教授（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成23年10月　弁護士登録（現任） （重要な兼職の状況） 同志社大学大学院司法研究科教授 弁護士	３株

（注）１　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２　奥田 務，川村 雄介，川本 裕子，堺屋 太一，佐々木 茂夫及び森本 滋は，社外取締役の候補者であります。

３　奥田 務，川村 雄介，川本 裕子，堺屋 太一，佐々木 茂夫及び森本 滋は，㈱大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

４　社外取締役候補者とした理由

奥田 務は，企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

川村 雄介は，学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

川本 裕子は，学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

堺屋 太一は，学識経験者としての専門的見地から経済全般に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。

佐々木 茂夫は，法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

森本 滋は，学識経験者としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため，社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお，同氏は，社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが，上記の理由により，社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5　社外取締役との責任限定契約の締結

当社は，社外取締役　奥田 務，川村 雄介，川本 裕子，堺屋 太一，佐々木 茂夫及び森本 滋との間で，会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役の選任が承認された場合，当社は，奥田 務，川村 雄介，川本 裕子，堺屋 太一，佐々木 茂夫及び森本 滋との間で同責任限定契約を継続する予定であります。

同責任限定契約に基づく賠償責任限度額は，金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

6　社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は，本定時株主総会終結の時をもって，奥田 務は６年，川村 雄介は２年，川本 裕子は８年，堺屋 太一は11年３か月，佐々木 茂夫は２年及び森本 滋は３年となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

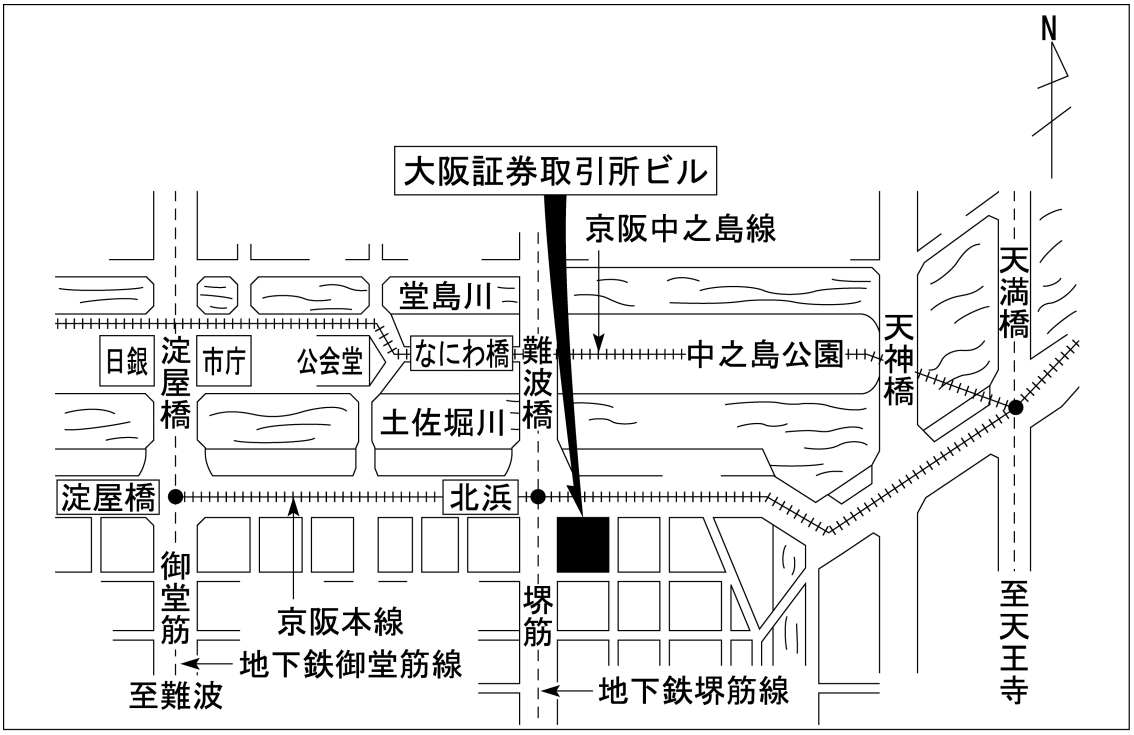

会　場　　大阪市中央区北浜一丁目８番16号
大阪証券取引所ビル　３階　北浜フォーラム
TEL　06（6202）2311㈹

（交通機関）

・北浜駅（地下鉄堺筋線１Ｂ出口・京阪本線27番出口）…徒歩約１分

・なにわ橋駅（京阪中之島線４番出口）…徒歩約４分

・淀屋橋駅（地下鉄御堂筋線２番出口・京阪本線20番出口）…徒歩約７分

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので，お車でのご来場はご遠慮ください。